

安城市SDGs 公民連携地域課題解決支援業務審査要領

1 選定委員会の設置

- (1) 安城市SDGs 公民連携地域課題解決支援業務に係る公募型プロポーザル方式実施要領第8条「提案者の選定」は、安城市プロポーザル方式試行要領第7条に基づき、企画部長を委員長とする選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置し、審査を行います。
- (2) 選定委員会の委員は、行革・政策監、企画政策課長、同課長補佐、公民連携係長とし、委員長を含む5名で審査します。

2 審査対象

企画提案書及び業務担当者によるプレゼンテーションを審査対象とします。

3 プレゼンテーションの実施方法

- (1) プレゼンテーションは、「安城市SDGs 公民連携地域課題解決支援業務に係る公募型プロポーザル方式実施要領」の様式4に記載のある業務担当予定者のうち業務管理責任者が実施します。
- (2) 審査時間は提案20分以内、質疑15分以内とします。
- (3) 参加者は業務担当者とし、管理責任者を含め、3名までとします。
- (4) 審査当日に使用する機器（プロジェクター、スクリーン、もしくは大型モニター、接続ケーブル、パソコン等）は本市で準備します。
- (5) 審査当日にパワーポイント等を使用する場合は、前日までにメールにてデータを提出してください。
※パソコンを持ち込むことも可能ですが、パワーポイント等を使用する場合はHDMIケーブル対応のものとしてください。
- (6) 現時点で対面を想定します。社会情勢に応じ、オンラインによる審査となる場合があります。

4 審査における評価基準及び配点

別表「評価基準」のとおりとします。

5 審査方法

- (1) 選定委員会の各委員が、評価基準に基づき、各提案についてそれぞれ審査を行います。
- (2) 委員ごとに評価し、その合計点が高い順に順位をつけ、第1位とした委員を最も多く獲得した事業者を優先交渉権者の候補者、2番目に多く獲得した者を次点者として選定します。
- (3) ただし、同数の場合は、各委員の合計点を集計した点数（総合計点）がより高い者を候補者、他方を次点者とします。
- (4) 総合計点も同数の場合は、今回の見積価格がより低い者を候補者とし、次に低い者を次点者とします。

別表 評価基準

項目	詳細	配点	評価の視点
1 体制・実績 (10点)	業務体制	5	本事業を円滑に実施できる運営体制であるか
	業務実績	5	類似する業務の実績があり、ノウハウの蓄積が期待できるか
2 企画提案内容 (70点)	提案内容全体について	15	実行性のある業務スケジュールであるか
			実現性のある提案内容であるか
			市職員の公民連携のノウハウの蓄積・スキル向上に繋がる提案内容となっているか
	庁内課題の募集・選考	10	効果的な手法で募集を行い、公民連携により解決しうる課題を集める工夫がされているか
			民間事業者等の視点を取り入れて庁内課題を選考できる幅広い知見や適切な手法などを有しているか
	民間事業者等の募集	10	独自のノウハウやネットワークを活かした手法で募集を行い、多くの応募を見込むことができるか
			庁内課題を民間事業者等の視点を取り入れたブラッシュアップを行うにあたり、必要な知識やノウハウを有しているか
	課題説明会	15	民間事業者等からの活発な意見聴取が期待できるか
			市職員と民間事業者等との意見交換を通して公民連携に資する新たな視点獲得につながるか
	パートナー交流会	15	課題解決に資するビジネスの創出を見据えた民間事業者間のマッチングが期待できるか
			公民連携地域課題解決支援業務と効果的に連動させるアイデアを有しているか
	プレゼンテーション	5	説明が理解しやすく説得力があるか
			質問に対する回答が適切か
3 見積金額 (20点)		20	最低見積価格／当該業者の見積価格×20点で計算する（端数切捨て）
合計（100点）			